

平成 27 年度 第 1 回久留米市総合教育会議

日時 平成 27 年 6 月 8 日 (月)
午後 3 時 30 分～4 時 30 分
場所 本庁舎 3 階 305 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 協議事項

(1) 久留米市総合教育会議要綱について 【資料 1】

(2) 教育に関する大綱 (案) について 【資料 2】

5 その他

6 閉 会

久留米市総合教育会議要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第1条の4の規定に基づき、久留米市総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 会議は、市長及び教育委員会委員をもって構成する。

2 市長は、会議を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認められるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、教育部において行う。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

教育に関する大綱（案）

～ 一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり ～

策定にあたって

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るため、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

この大綱は、平成 27 年度からスタートする本市の「新総合計画第 3 次基本計画」における学校教育・社会教育などの施策との整合性を保ちつつ、制度改正の内容を踏まえて設置した「総合教育会議」における教育委員会との協議を経て策定しました。

現在、本格的な人口減少と超高齢社会の急速な進行という時代の大きな転換期にある中で、本市は今、将来にわたって県南の中核都市として、持続可能な地域社会であり続けることができるのか重要な局面を迎えています。

このような認識のもと、「一人ひとりを大切に、安心、活力に満ちた久留米市づくり」、「人が集い、幸せを感じ発展する久留米市づくり」に向けて、未来を担う人づくりに重点的に取り組みたいと考えています。

これから一層、子どもたちをはじめとする市民の皆さまの笑顔が、街中にあふれる「日本一住みやすい街・久留米」を目指して、ここに策定した教育に関する大綱の施策目標等を着実に進めていきたいと考えています。

平成 27 年〇月

久留米市長 檜原 利則

1 位置付け

大綱は、教育基本法 17 条に基づく国の教育振興基本計画を参酌し、本市の新総合計画第3次基本計画を踏まえて、学校教育、社会教育などの基本方針・施策目標を定めています。

学校教育分野の次期教育振興基本計画をはじめとする教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を進めます。

2 対象範囲

大綱は、主として教育委員会の所管事項を対象範囲とすることから、学校教育・社会教育・文化財・スポーツを中心としますが、教育に密接に関連する人権啓発・青少年健全育成などの取組も対象とします。

3 対象期間

大綱の対象期間は、新総合計画の理念や施策等との整合性を図る観点から、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とします。

【各計画の実施期間】



4 策定体制

大綱は、市長及び教育委員会により構成する「総合教育会議」における協議を経て、策定しました。

【総合教育会議の構成】

役職等	氏名	備考
市長	檜原 利則	
教育委員長	永田 見生	久留米大学学長
教育委員	半田 利通	商工会議所常議員
教育委員	岡部 千鶴	久留米信愛女学院短期大学教授
教育委員	日野 佳弘	弁護士
教育委員	白水 美弥子	元PTA連合会母親委員長
教育長	堤 正則	

5 理 念

学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」への取組をこの大綱の根幹に据えて、特に、全ての子どもたちへの就学・学習支援を行うなど、学力の保障と向上に重点的に取り組めます。

6 基本方針

(1) 子どもの笑顔があふれるまち

現在の子どもを取り巻く環境をみると、家族の小規模化、人間関係の希薄化などを受け、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。また、不登校児童・生徒の増加やいじめ、青少年の非行の若年化など、さまざまな問題も顕在化しています。加えて、政府の調査によれば、家庭経済環境と学力には、強い相関関係があることが明らかになっています。

このような状況の中で、子どもの権利を守り、子どもは地域のかげがない存在として、子どもたちの生き生きとした笑顔に満ちあふれた都市づくりを進めます。

次代を担う子どもたちが、バランスのとれた「生きる力」を身につけ、自立した人間として成長できるよう学校教育の充実を図り、学校や家庭、地域が連帯し、家庭・地域の教育力を生かした取組を進めます。

このような取組を通して、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさの分かる人間に育つ環境づくりを進めます。

(2) 心豊かな市民生活を創造するまち

成長社会から成熟社会へ移行するにつれて、人々の価値観や生活意識は、「物の豊かさ」とともに「心の豊かさ」をより大切にする方向へ変化し、心に豊かさをもたらすものとして、精神的な満足や自己実現の喜びにつながる生涯学習やスポーツなどが持つ力への期待がさらに高まっています。

こうした活動を振興し、市民一人ひとりのゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現するとともに、人づくりやまちづくりにつなげていくことが求められています。

そのため、今日的課題に対応する学習機会の充実や生涯を通じた学習活動の支援、学習成果を地域に還元できる仕組みの充実を進めるとともに、市民の誰もがスポーツに親しめるような環境づくりに取り組めます。また、先人達から受け継いできた貴重な歴史資源などの魅力を、未来に継承するとともに、まちづくりに活かし地域の活性化につなげていきます。

(3) 人権が確立されたまち

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との世界人権宣言の理念の下に、21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題を始めとするあらゆる差別の撤廃と性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現に向け、人権の確立に向けた都市づくりを進めます。

特に今日、高齢化、グローバル化、高度情報化が進展するに伴い、人権に関する新たな課題が顕在化している中で、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進します。

7 施策目標

(1) 「生きる力」の育成

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を持ち、自立した一人の人間として次代を担う子どもたちを育成するため、社会環境の変化やさまざまな教育課題に的確に対応した施策を進めます。

特に、学力の保障と向上に向け、教職員の授業力を高めるための研修の実施や ICT の活用を一層進めるとともに、きめ細かな学習指導の実施、学習習慣の定着や補充学習、学校外で実施する無料学習支援など、総合的な取組の充実・強化を図ります。

併せて、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」や、質の高い文化芸術などに触れ、感性や創造性を育む取組など、特色ある教育を進めます。

(2) 安心して学べる教育環境づくりの推進

子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け、いじめの根絶に向けた取組の強化、不登校対策やこころの健康づくりの推進、特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改築・改修、適切な学校規模に応じた通学区域の設定など、よりよい教育環境づくりを進めます。

また、全小中学校に設置している地域学校協議会を充実し、学校と家庭、地域が連携して子どもたちの教育や健やかな成長を支える仕組みづくりを推進します。

(3) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくりの推進

子どもは地域にとってかけがえのない存在であり、次代を担う子どもを育むことは都市の未来を育むことです。子どもが豊かな人間性を備え、個人として自立し、他者ととともに社会の一員としての役割を果たすような人として成長できるよう、総合的に取り組んでいくことが重要です。

こうしたことから、学校、家庭、地域や様々な関係機関と連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成に取り組むとともに、問題行動の予防や非行からの立ち直り支援の取組を推進します。また、保護者が安心できるよう、学童保育所をはじめとする小学生児童の放課後の安全な居場所づくりに取り組めます。

(4) 生涯を通じて学び、活かせる環境の整備

社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実するとともに、市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習情報の提供を充実します。

また、地域における市民の主体的な生涯学習活動の促進やまちづくり活動の活性化に向け、校区コミュニティ組織等の団体と連携・協力しながら講座等を実施するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育団体の活動を支援します。

(5) 誰もが楽しめるスポーツの振興

すべての市民が、その目的やライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や場を充実するなど、総合的なスポーツ振興に取り組めます。

また、市民が主体となった地域でのスポーツ環境の充実のための取組を支援し、スポーツ人口の増加を図るとともに、スポーツを通じたまちづくりを進めます。さらに、久留米市体育協会と連携し、スポーツ指導者の資質・技能の向上、ジュニア世代などのアスリートの育成支援に取り組めます。

(6) 魅力ある歴史資源の活用

高良山から耳納北麓にわたる史跡群や、由緒ある神社仏閣、筑後国府跡、四季の祭りや伝統行事など、魅力ある多様な歴史資源を、将来にわたって保護するとともに、久留米の魅力として戦略的な活用を進めます。

特に、テーマ性やストーリー性に注目しながら、歴史資源を知る機会や場の提供を図り、効果的な情報発信により認知度を高めます。

(7) 人権意識の確立

自分の人権の大切さとともに、他者の人権の大切さも認め、それが態度や行動に現れるような市民意識を醸成するため、あらゆる機会、あらゆる場において、人権教育・啓発を進めていきます。

併せて、その効果的な実施に必要な教材の整備や人材の育成、教育・啓発手法の改善を進めるとともに、教育関係者をはじめ人権教育・啓発を進める立場にある人たちの資質向上を図ります。

また、市民が自主的に人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状、解決に向けた取組などを学べるよう、学習の機会の充実や場の確保、情報提供等の環境整備を進めます。さらに、地域における身近な市民主体の人権啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭の連携のもと、人権のまちづくりを進めていきます。

【関係法令】

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律】

(第1条の3)

- ・ 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(第1条の4)

- ・ 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

【教育基本法】

(第17条第2項)

- ・ 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。